

# 2026年度東北弁護士会連合会定期大会 シンポジウム

2026

7/3



9:40-12:00

江陽グランドホテル  
5階 鳳凰の間

本年5月21日に改正民事訴訟法が全面的に施行されました。これによって、訴え提起等の際に、民事訴訟の訴訟代理人は、従来の書面提出に代わり民事裁判書類電子提出システム（以下「システム」という）による電子申立てが義務化されるなど、これまでの訴訟実務を大幅に変革する運用が開始されました。

民事訴訟手続のデジタル化の進展によって、適正かつ迅速な審理の実現、裁判事務の効率化等が期待される一方で、システムに対する問題点や民事訴訟手続のデジタル化に伴う課題も指摘されているところです。国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、適切なシステムが構築され、訴訟関係者がこれを使いこなす必要があるため、システム構築及びその実務運用は、我々弁護士にも直接関わるものです。

この度のシンポジウムでは、裁判官のご講演、弁護士アンケートを踏まえた基調報告、パネルディスカッションを通じて、改正民事訴訟法全面施行後の民事裁判手続の展望と地域司法に与える課題等を議論し、より身近で利用しやすい民事司法の実現を皆さんと考えていきます。

## I 基調講演

### 改正民訴法・改正民訴規則について

仙台地方裁判所・判事 高瀬 保守 氏

## II 基調報告

### アンケート結果から見えるもの

仙台弁護士会・弁護士 伊東 満彦

## III パネルディスカッション

仙台地方裁判所・判事 高瀬 保守 氏  
仙台弁護士会・弁護士 伊東 満彦  
仙台弁護士会・弁護士 開発 健次  
仙台弁護士会・弁護士 砂金 直美 (コーディネーター)

どうなる？ 民事裁判の実務

# 実務の展望と課題

# 改正民事訴訟法全面施行後の